

○「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>8の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3（3から6までを除く）の取扱いは、規則第8条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。<u>この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「四半期貸借対照表の」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 規則第9条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券の時価は、「<u>時価の算定に関する会計基準</u>」に定める時価に基づいて算定するものとする。 (削除)</p> <p><u>3</u> 規則第9条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。</p> <p><u>4</u> 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。</p> <p>10-1 規則第10条第1項の注記に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 デリバティブ取引の時価は、「<u>時価の算定に関する会計基準</u>」に従って算定するものとする。 (削除)</p>	<p>8の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の取扱いは、規則第8条の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</p> <p>9 規則第9条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 有価証券の時価は、「<u>金融商品に関する会計基準</u>」に定める時価に基づいて算定するものとする。</p> <p><u>3</u> <u>時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</u></p> <p><u>4</u> 規則第9条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。</p> <p><u>5</u> 取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。</p> <p>10-1 規則第10条第1項の注記に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 デリバティブ取引の時価は、「<u>金融商品に関する会計基準</u>」に従って算定するものとする。</p> <p><u>4</u> <u>デリバティブ取引の時価には、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。</u></p>